

## 「災害救助法適用地域」で被災した秋学期入学試験受験生に対する経済支援特別措置について

「災害救助法適用地域」で被災した秋学期受験生に対して、入学検定料の減免の特別措置を下記のとおり行います。

### 1 対象者

本学の平成 27 年度秋学期入学試験受験生のうち、『「災害救助法の適用を受けた地域」に本人もしくは学費支弁者が居住しており出願前に被災した者』（以下「被災者」という。）であって、本学が指定する被害状況に関する基準を満たす被災者。

「災害救助法の適用を受けた地域」は、次のファイルをクリックして確認してください。

[災害救助法適用地域](#)

### 2 平成 27 年度秋学期入学試験受験生に対する取扱い

#### (1) 経済支援特別措置の基準

本学学部および大学院の平成 27 年度入学試験受験生について、次の被害状況を勘案して、「入学検定料の減免」の経済支援特別措置を行います。

- ① 家屋の全壊、滅失または流失
- ② 家屋の半壊または半焼失（注）一部損壊は含まない。
- ③ 学費支弁者の死亡または症候の程度が障害認定等級 2 級以上の長期療養者

#### (2) 経済支援特別措置の内容

本学学部および大学院の平成 27 年度入学試験受験生のうち、上記「(1) 経済支援特別措置の基準」を満たす被災者について、5 併願を上限に入学検定料を返還します。

※ 併願数については、平成 27 年度春学期入学試験のものと通算します。

#### (3) 経済支援特別措置の申請期限

経済支援特別措置を希望する人は、「3 申請書類」に定める書類を市販の角 2 サイズの封筒に「被災者特別措置申請書在中」と明記の上、平成 27 年 9 月 2 日（水）必着で入試センターに提出してください。

### 3 申請書類

#### (1) 「被災者特別措置申請書」

次のファイルをダウンロードして使用してください。

【学部入学試験受験生】

[被災者特別措置申請書【学部入学試験受験生用】](#)

【大学院入学試験受験生】

[被災者特別措置申請書【大学院入学試験受験生用】](#)

#### (2) 証明書（写し）

上記 2 の (1) の①または②に該当する方・・・「罹災証明書」

上記 2 の (1) の③に該当する方・・・・・・・・「死亡診断書」または「診断書」

#### 4 入学後の経済支援

「災害救助法適用地域」で被災した学生を対象とした、給付型の「関西大学第5種給付奨学金」制度があります。

出願資格及び必要手続きについては、各キャンパスの奨学金担当窓口までご相談ください。

#### 5 申請先・問合せ先

[学部受験生]

AO入試グループ 06-6368-0069 (ダイヤルイン)

E-mail : kuao@ml.kandai.jp

[大学院受験生]

大学院入試グループ 06-6368-0136 (ダイヤルイン)

E-mail : grd-adm@ml.kandai.jp

====住 所====

〒564-8680

大阪府吹田市山手町3-3-35

関西大学

以 上